仕 様 書

1 業務名

子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務

2 業務概要

障がい福祉課、子育て支援課並びに各区保健福祉課に関係する文書の集配を行う。

3 業務期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までの別紙1スケジュールのとおり。

4 業務内容

文書等について、下記コースにて集配業務を行う。3コース同時進行とするため、業務可能な車を3台以上確保すること。

なお、文書等は郵便法第4条第2項に規定する信書であるため、集配は搬送袋及び書類梱包物を用いて行うこと。

また、集配の際は運行表(別紙2)を用い、各集配箇所において担当者の確認印を受領すること。

(1) A コース

市役所→バスセンタービル→※中央区→南区→豊平区→バスセンタービル→市役所※仮庁舎移転後は中央区を経路から除く。(令和4年1月11日移転)

(2) Bコース

市役所→バスセンタービル→東区→白石区→厚別区→清田区→バスセンタービル→市役所

(3) Cコース

市役所 \rightarrow バスセンタービル \rightarrow 手稲区 \rightarrow 西区 \rightarrow 北区 \rightarrow バスセンタービル \rightarrow 市役所

(4) 臨時コース

委託者が指定する箇所(事前に受託者に連絡のうえ調整を行う。)

※各集配箇所は下記のとおり

市役所	障がい福祉課	中央区北1条西2丁目3階
バスセンタ	子育て支援課	中央区南1条東1丁目3階
中央区役所	保健福祉課	中央区南3条西11丁目
北区役所	保健福祉課	北区北24条西6丁目
東区役所	保健福祉課	東区北 11 条東7丁目
白石区役所	保健福祉課	白石区南郷通1丁目南8

厚別区役所	保健福祉課	厚別区厚別中央1条5丁目
豊平区役所	保健福祉課	豊平区平岸6条10丁目
清田区役所	保健福祉課	清田区平岡1条1丁目
南区役所	保健福祉課	南区真駒内幸町2丁目
西区役所	保健福祉課	西区琴似2条7丁目
手稲区役所	保健福祉課	手稲区前田1条11丁目

5 業務実施時間等

(1) 出発時刻

ア A、B、Cコース

10 時 00 分

イ 臨時コース

委託者が指定する時刻(事前に受託者へ連絡のうえ調整を行う。)

(2) 業務時間

ア Aコース

2時間/回

※中央区役所仮庁舎移転後

1. 5時間/回

イ B、Cコース

2. 5 時間/回

ウ 臨時コース

業務に要した時間

なお、臨時コースの使用は最低 1 時間からとし、1 時間を超える部分については、1 分以上 30 分以内は 0. 5 時間(30 分)、31 分以上 60 分以内は 1 時間(60 分)を要したものとしてみなす。

(3) 予定回数 (時間数)

以下は参考回数であり、最低実施回数を保証するものではない。

ア Aコース

2 時間×43 回=86 時間

中央区役所仮庁舎移転後(令和4年1月移転)

1. 5時間×26回=39時間

イ B、Cコース

2. 5時間×69回=172.5時間

ウ 臨時コース

1 時間×10 回=10 時間

4) 集配時間

通常の勤務時間内(月~金曜日の8時45分~17時15分。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)とし、これに合わせて集配できるよう運送体制を取ること。

(5) 勤務時間外の集配

万一、予測外の事情により集配時間が通常の勤務時間外となる恐れがあ

る時は、集配先へ事前に連絡し、了承を得たうえで集配を行うこと。

6 提出物

(1) 完了届

各月の業務を完了したときは、速やかに完了届を提出すること。 また、上記4で示した運行表についても併せて提出すること。 なお、完了届の提出後に業務内容の検査を行うが、検査に合格しないと きは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。

- (2) 請求書
 - 前項の検査合格後、速やかに請求書を提出すること。
- (3) 組合員名簿等(各コースに従事する者の氏名、従事先、連絡先、車両番号が掲載されたもの)を契約書とあわせて提出すること。

7 支払等

契約は一時間あたり単価で行い、各月のコース毎の所要時間に応じて支払を行うが、A~Cコースについては、実際に要した時間に関わらず、1回当たり上記5(2)の所要時間を要したものとみなす。ただし、中央区役所仮庁舎への移転が遅れる等、状況の変化があった場合は双方協議の上所要時間について協議することとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (2) アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、日常点検の実施等、エコドライブの推進に努めること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

9 担当課

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 担当:猪股

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目

電 話:011-211-2936

【郵便法 (抜粋)】

第四条 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

【信書の定義】

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法 及び信書便法に規定されています。

```
令和3年度 メールカー運行スケジュール ※ の日を運行日とする。
      4月
                      5月
                                      6月
                                日月火水木金土
日月火水木金土 日月火水木金土
         1 2 3
4 5 6 7 8 9 10 2 3 4 5 6 7 8
                               6 7 8
                                      9 10 11 12
11 12 13 14 15 16 17
               9 10 11 12 13 14 15
                               13 14 15 16 17 18 19
25 26 27 28 29 30
               23 24 25 26 27 28 29 27 28 29 30
                30 31
      7月
                      8月
                                      9月
日月火水木金土 日月火水木金土 日月火水木金土
        1 2 3 1 2 3 4 5 6 7
                                 1 2 3 4
4 5 6 7 8 9 10 8 9 10 11 12 13 14 5 6 7 8 9 10 11
11 12 13 14 15 16 17 15 16 17 18 19 20 21 12 13 14 15 16 17 18
18 19 20 21 22 23 24
              22 23 24 25 26 27 28
                               19 20 21 22 23 24 25
25 26 27 28 29 30 31
               29 30 31
                                26 27 28 29 30
                            21
                                             13
      10月
                      11月
                                      12月
日月火水木金土 日月火水木金土 日月火水木金土
                1 2 3 4 5 6
                                       1 2 3 4
           1 2
               7 8 9 10 11 12 13
3 4 5 6 7 8 9
                               5 6 7 8 9 10 11
               14 15 16 17 18 19 20
10 11 12 13 14 15 16
                               12 13 14 15 16 17 18
17 18 19 20 21 22 23 21 22 23 24 25 26 27
                                19 20 21 22 23 24 25
               28 29 30
                                26 27 28 29 30 31
24 25 26 27 28 29 30
31
     1月
                      2月
                                      3月
                日月火水木金土
                                日月火水木金土
日月火水木金土
                    1 2 3 4 5
                                    1 2 3 4 5
             1
2 3 4 5 6 7 8
               6 7 8 9 10 11 12
                               6 7 8 9 10 11 12
9 10 11 12 13 14 15
               13 14 15 16 17 18 19
                               13 14 15 16 17 18 19
```

20 21 **22 23** 24 25 **26**

27 28

※その他、必要に応じて臨時便を運行します

16 17 18 19 20 21 22

23 24 25 26 27 28 29

30 31

運行日数 69日

27 28 29 30 31

20 21 22 23 24 25 26

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(子育て支援課用)

Aコース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中央																
南																
豊平																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
中央																
南																
豊平																

出発·到着 確認印
確認印

	合計	回
特記事項		

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(障がい福祉課用)

Aコース

B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中央																
南																
豊平																
B	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
中央																
南																
豊平																

B			
出発•到着			
確認印			

当月分の運行状況を本書のとおり報告いたします

受託業者 住所

氏名

印

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(子育て支援課用) Bコース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
東																
白石																
厚別																
清田																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
東																
白石																
厚別																
清田																

日			
出発·到着			
確認印			

	合計	回	
特記事項			

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(障がい福祉課用) Bコース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
東																
白石																
厚別																
清田																
B	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
東																
白石																
厚別																
清田田																

日			
出発·到着			
確認印			

当月分の運行状況を本書のとおり報告いたします

受託業者 住所

氏名

印

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(子育て支援課用)

Cコース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
手稲																
西																
北																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
手稲																
西																
北																

E	3			
出発·	·到着			
確	認印			

	合計	回
特記事項		

令和 年 月分 児童扶養手当文書等集配業務運行表(障がい福祉課用)

Cコース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
手稲																
西																
北																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
手稲																
西																
北																

E	∃			
出発	•到着			
磖	主認印			

当月分の運行状況を本書のとおり報告いたします

受託業者 住所

氏名

印

令和 年 月分児童扶養手当文書等集配業務運行表 臨時コース

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	10	10	00	0.1	00	00	0.4	0.E	0.0	07	00	00	20	0.1	
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

出発(作業開始)時間	運行(作業)時間					
:	В	時間	分			
到着(作業終了)時間	台数	確認				
:	台	印				
合計 (×)						
		時間	分			
特記事項						
			_			

令和 年 月分の運行状況を上記のとおり報告いたします

受託業者 住所

氏名 印